

## 【募集要領】

# 令和9年度山形県立学校入学者に対する学習者用端末等販売に係る 業務協定締結候補者選定 公募型プロポーザル募集要領

## 1 概要

この「公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）は、山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部（以下「県立学校」という。）に入学する生徒に対する、山形県教育委員会（以下「県」という。）が実施する「令和9年度山形県立学校入学者に対する学習者用端末等販売に係る業務」（以下「本業務」という。）に関わる協定締結候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

なお、学習者用端末等（以下「端末等」という。）は、個人負担による購入となるため、県は契約当事者として契約せず、事業者と販売に係る協定の締結を行うものとする。

## 2 県と事業者が締結する協定の概要

### （１）協定の名称

令和9年度山形県立学校入学者に対する学習者用端末等販売に係る業務協定

### （２）協定の目的

県は、県立学校に入学する生徒の学校及び家庭での個別最適・協働的な学びの実現を図るため、県が学習者用端末等販売事業者と業務協定を締結し、販売価格を決定のうえ販売業者の斡旋を行うことにより、保護者等の教育費の負担軽減を図りつつ、円滑な端末等の導入を実現させることを目的とする。

### （３）協定期間

協定締結日から令和9年7月31日（土）までを予定

### （４）協定の内容

別紙1「業務協定基本仕様書」のとおり

### （５）対象生徒

- ・令和9年度に県立高等学校へ入学する生徒
- ・令和9年度に県立特別支援学校高等部に入学する生徒

### （６）想定販売台数 約5,180台

※県立高等学校（Chromebook端末）5,000台、県立特別支援学校高等部（iPad端末）180台を想定。

※ただし、前年度実績（令和8年度入学者数）をもとに想定した台数であり、増減する場合がある。入学者の減少や経済的に購入が困難な場合等の理由により販売台数が減った場合であっても、減った台数を県が補填して購入するものではない。また、購入台数が増えた場合にも対応できるようにすること。

### （７）その他

協定書は、本公募で選定した事業者と県で協議のうえ決定する。

## 【募集要領】

### 3 本公募に関するスケジュール（予定）

| 項目             | 日程                                               |
|----------------|--------------------------------------------------|
| 公告             | 令和8年10月7日（水）                                     |
| 質問書受付期限        | 令和8年10月16日（金）                                    |
| 参加資格確認申請書等提出期限 | 令和8年10月21日（水）                                    |
| 参加資格確認結果通知     | 令和8年10月28日（水）                                    |
| 企画提案書提出期限      | 令和8年11月6日（金）                                     |
| 企画審査会（予定）      | 令和8年11月17日（火）または<br>令和8年11月18日（水）のうち<br>県が、指定する日 |
| 審査結果通知         | 審査後、審査結果を速やかに通知                                  |
| 協定締結           | 審査結果通知以降、速やかに                                    |

### 4 参加要件

本公募への参加を希望する事業者（以下「参加事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者を除く。）であること。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- （4）山形県暴力団排除条例（平成23年3月22日山形県条例第26号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （5）山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （6）雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- （7）消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- （8）過去5年間（令和3年度から令和7年度）に、地方公共団体に対して学習者用端末等の売買または賃貸借契約等の契約（15,000台以上）、または高等学校段階の学習者用端末等販売協定（5,000台以上）を締結し、履行した実績を有すること。
- （9）情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

### 5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- （1）本募集要領等に定めた参加要件を満たしていないとき。
- （2）提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- （3）提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が本募集要領等で示した要件

## 【募集要領】

に適合しないとき。

- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 提案内容が提案上限額を上回るとき。
- (6) その他、県が設置する企画審査会において不適切と認められたとき。

## 6 質問書の受付及び回答

### (1) 質問の受付

本募集要領及び別紙1「業務協定基本仕様書」（以下「仕様書」という）の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

- ①提出期限 令和8年10月16日（金）
- ②提出先 下記13に記載の提出先及び問合せ先に同じ
- ③提出方法 電子メール

※電子メールの件名は「（質問）学習者用端末等販売に係る業務」とすること。

※電子データ（PDF形式）で提出すること。

### (2) 質問への回答

質問に対する回答は、参加資格確認申請書提出者すべてに対し、原則電子メールで行う。その際、質問した事業者名は公表しない。ただし、各社の独自企画に関わること等については、当該質問者のみに回答するものとする。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和8年10月23日（金）とする。

### (3) 留意事項

- ①質問内容は簡潔で分かりやすく記載すること。
- ②質問内容についての確認を電子メール等にて行う場合があるので、その際は速やかに電子メールにて返信すること。

## 7 参加資格確認申請書等の提出及び確認結果の通知

参加事業者は、以下に従い参加資格確認申請書等を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年10月21日（水）17:00まで（必着）

### (2) 提出先

下記13に記載の提出先及び問合せ先に同じ

### (3) 提出方法

電子メールにて提出すること。

### (4) 提出書類

- ①参加資格確認申請書（様式2）
- ②事業者概要（様式3）
  - ※法人等の概要がわかるリーフレット等を添付すること。
- ③誓約書（様式4）
- ④過去5年間（令和3年度から令和7年度）に、地方公共団体に対して学習者用端末等の売買または賃貸借契約等の契約（15,000台以上）、または高等学校段階の学習者用端末等販売協定（5,000台以上）を締結し、履行した実績を証する書類。

## 【募集要領】

⑤情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001

(ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明する書類。

### (5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認申請書等を県へ提出した後、要件を満たしているか確認したうえで、令和8年10月28日（水）までに各事業者へ参加資格確認結果を電子メールにより通知する。

## 8 企画提案書の提出

上記7（5）で参加決定の通知を受けた事業者は、企画提案書を提出すること。

### (1) 提出書類

企画提案書の作成に当たっては、仕様書等を踏まえ、以下の内容を記載すること。

#### ①業務実施体制

機器の調達、納品、保証及びECサイトの構築に関する体制をわかりやすく提示すること。

協力企業がある場合は、提案書に記載のうえ役割を明確にすること。

#### ②端末等の仕様

提案する端末等が、仕様書の内容に合致していることを示し、その根拠となるカタログ等の資料を添付すること。また、機器の特徴を示すこと。

#### ③端末保証

端末保証の内容が、仕様書に合致していることを示すとともに、故障時の対応フロー等具体的な保証内容を示すこと。

#### ④販売価格

各機について、本体価格、保証料、販売手数料、MDM費用、キッティング費用、送料、消費税等を含めた1台当たりの単価を示すこと（根拠となる積算を含む。）。

#### ⑤購入方法

提案するECサイトが仕様書に合致していることを示すとともに、ECサイト利用に当たり、保護者等が理解しやすく、簡単な方法で購入できることを示すこと。また、ECサイトが利用できない購入者に対する代替手段を提案し、購入者にとって有益な決済手段について記載されていること。

#### ⑥セキュリティ対策

個人情報管理等のセキュリティ対策について示すこと。

#### ⑦スケジュール

販売から納品まで適正かつ確実に履行できる全体のスケジュールを示すとともに、各機種の納品スケジュールについて示すこと。

#### ⑧キッティング

キッティングの内容が、仕様書に合致していることを示すとともに、学校の負担軽減対策について示すこと。

#### ⑨その他

仕様書に記載した要件以外の、有益な提案について示すこと。

## 【募集要領】

### (2) 提出期限

令和8年11月6日（金）17:00（必着）

### (3) 提出先

下記13に記載の提出先及び問合せ先に同じ

### (4) 提出方法

電子メールにて提出すること。

※ファイルの容量が大きい場合は、ファイル交換等で提出すること。

### (5) 留意事項

- ①書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ②企画提案書は、任意様式で、表紙目次を除いて20ページ以内とする。
- ③参加者は1つの提案しか行うことができない。
- ④提出期限後、内容の差し替え、追加提出は認めない。

## 9 審査要領

### (1) 企画審査の開催日等（予定）

- ①日時：令和8年11月17日（火）または令和8年11月18日（水）のうち県が指定する日
  - ②場所：山形県庁内の会議室
- ※詳細は参加事業者へ別途通知する。

### (2) 審査の概要

- ①審査会が（4）に定める審査基準に基づき、提出された企画提案書及び質疑応答の内容を審査し、最も優れた提案を行った者と次点者を選定する。
- ②最高点の者または次点者が複数いる場合には、提案価格が安価な提案者を最優秀提案者とする。
- ③②において販売価格が同一である場合には、審査委員の合議のうえ最優秀提案者または次点者を選定する。
- ④提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案内容について目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- ⑤参加事業者がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、仕様書の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

### (3) 審査の方法

- ①企画提案書の内容について、参加事業者は対面でプレゼンテーションを行う。
  - ②プレゼンテーションは、提出された企画提案書により実施するものとし、補足資料その他の追加資料の使用は一切認めない。
- ※審査員の企画提案書については、事務局で印刷・配布を行う。
- ③プレゼンテーションの時間は20分以内、プレゼンテーション後の質疑応答の時間を10分程度とする。

## 【募集要領】

### (4) 審査基準

| 審査項目      | 審査基準                                                                                                                                                   | 配点   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ①業務実施体制   | 機器の調達、納品、保証及びE Cサイトの構築・運営に関する体制が分かりやすく記載されている。協力企業がある場合は、提案書に役割が明確に記載されている。                                                                            | 5    |
| ②端末等の仕様   | 提案する端末等が仕様書の内容に合致していること及び端末等の長所を示している。                                                                                                                 | 15   |
| ③端末保証     | 提案する保証が仕様書の内容に合致していることが記載されており、障害対策及びフローが記載されている。<br>保証に係るヘルプデスク体制について追加で提案があれば評価する。<br>端末機器等への保証について付加があれば評価する。                                       | 15   |
| ④販売価格     | 購入者がより購入しやすい価格（税込）となっている。                                                                                                                              | 25   |
| ⑤購入方法     | 提案するE Cサイトが仕様書の内容に合致していること及び購入者が迷うことなく購入できるようにするための方策が記載されている。<br>E Cサイトが利用できない購入者に対する代替手段が記載されている。<br>購入者にとって有益な決済手段について記載されている。<br>追加の決済方法等があれば評価する。 | 15   |
| ⑥セキュリティ対策 | 提案するE Cサイトの運営及び購入者の利用に際して講じる個人情報管理等のセキュリティ対策が記載されている。                                                                                                  | 5    |
| ⑦スケジュール   | E Cサイトの設計・構築から開設までのスケジュール及び情報端末等の購入申込から納品まで適正かつ確実に履行するためのスケジュールが記載されている。<br>早期に納入する計画があれば評価する。                                                         | 10   |
| ⑧キitting  | 仕様書で示す要件を満たしており、納品時の学校の負担増にならないよう配慮した提案となっている。                                                                                                         | 5    |
| ⑨その他      | 仕様書に記載した要件以外に、事業者からの有益な提案がなされている。                                                                                                                      | 5    |
| 合計        |                                                                                                                                                        | 100点 |

### (5) 留意事項

- ①プレゼンテーション及び質疑応答は、主担当となる者（プロジェクトリーダー等）が行うこととし、会場への入室者は4名以内とする。
- ②やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または遅刻した場合は、選定から除外する。

## 10 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、後日参加した事業者へ書面により通知する。なお通知については、各事業者の担当者へ電子メールにより送付する。

## 【募集要領】

- (2) 審査内容は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 11 協定の締結

- (1) 本公募は、保護者等による個人負担の購入となるため、県が契約当事者として契約せず、売買に係る協定の締結を行う。
- (2) 最優秀提案者を協定締結候補者とし、協定条件及び仕様書の内容を踏まえ協議を行い、協定内容及び販売価格、その他必要事項を決定したうえで協定を締結する。
- (3) 最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議のうえ、協定を締結する場合がある。

## 12 その他

- (1) 本公募に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において、参加申込みをした者に通知することなく複製することがある。
- (3) 提出された書類は、返還しない。

## 13 提出先及び問合せ先

山形県教育局高校教育課教育D X推進室

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号：023(630)2792

E-mail：ict-edu@pref.yamagata.jp